

○清水町歯科保健推進会議規則

平成23年3月31日規則第2号

改正

平成26年1月7日規則第1号
平成27年9月30日規則第21号
令和2年6月22日規則第28号

清水町歯科保健推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、清水町民の歯や口腔の健康づくり条例（平成23年条例第3号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定に基づき、清水町歯科保健推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第8条に定める清水町歯科保健行動計画の策定に関する意見を述べること。
- (2) 歯科保健（歯と口における健康の保持及び増進を言う。以下同じ。）の実態把握に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歯科保健の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 歯科医師
- (2) 歯科衛生士
- (3) 学識経験者
- (4) 歯科保健に関する団体等の代表
- (5) 幼稚園、小学校及び中学校の保護者の代表
- (6) 町職員
- (7) 公募による者
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し識見を有する者及び関係者に対して会議への出席を求め、意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健幸づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定に基づき、新たに委嘱又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱又は任命した日から平成24年2月29日までとする。

附 則（平成26年1月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規則第21号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和2年6月22日規則第28号）

この規則は、令和2年7月13日から施行する。